個人情報保護管理運営会議 付議事項

件

名

税務システムの再整備等について(特定個人情報保護評価のパブリック・コメント等の実施結果)

内容は別紙のとおり

要綱の根拠

◇第3条第1項第3号(電算処理)

(担当部課:総務部税務課)

事業の概要

3 1/4 - 1/4 1/4	
事業名	税務システムの再整備
担当課	税務課
目的	「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」(令和3年法律第40号) (以下「標準化法」という。)に基づき、令和7年度末までに標準化基準(標準仕 様書)に適合した情報システム(以下「標準準拠システム」という。)への移行が 求められている。将来的なシステムの移行を見据え、移行するまでの間は、既存の 税務システムをシステムベンダが提供するパッケージシステムに再整備し、区民サ ービスの質を下げることなく現行の業務を行うため。
対象者	住民登録のある者及び住民登録外登録者(転出者、住民登録外課税者、特別徴収 義務者、納税管理人等)
事業内容	1 概要 現在、特別区民税・都民税(令和6年度より森林環境税を含む。以下「個人住民税」という。)・軽自動車税(種別常)の鹹課徴収業務は、ホストシステムを中心に業務を行っているが、国から地方公共団体に対し、個人住民税・軽自動車税(種別割)の鹹課徴収業務などの標準化分象事務について、標準準拠システムの利用を義務付ける、標準化法が令和3年9月1日に施行され、令和7年度末までにシステムを標準化へ対応することが求められている。そのため、上記、区の現状及び国の方針等に則り、標準準拠システムへの移行を見据え、ホストシステムから区の統合基盤上に構築するパッケージシステムに移行する必要があることから、電算処理等を行うこととした(令和5年度第6回個人情報保護管理運営会議承認済)。また、パッケージシステムへの移行に係る特定個人情報保護評価書の見直しについては、個人情報保護委員会の指針に定める「重要な変更」に該当するため、特定個人情報保護評価(全項目評価)を再実施することについて報告した(令和5年度第8回管理運営会議承認済み)。その後、全項目評価書、表案)に対するパブリック・コメントを実施し、個人情報保護及び情報システム等の専門的な知見を有する外部の第三者による点検(以下「第三者点検」という。)を行った。これらの実施結果を踏まえ、基礎項目評価書及び全項目評価書を個人情報保護委員会へ提出するとともに公表する。 2 個人情報保護管理運営会議への付議内容パブリック・コメントの実施結果及び、第三者点検の実施結果を踏まえた評価書の変更点について報告する。 (1) パブリック・コメントの実施結果 ア 実施期間令和5年11月15日から令和5年12月15日までイ実施内容税務課、区政情報課、区政情報センターにおいて資料を閲覧及び配付に供するとともに、区ホームページ及び広報新宿(令和5年11月15日号)への掲載により意見を募集し、郵送、ファックス、窓口持参及び区ホームページにて受付を行った。 ウ 意見提出者 0名 0件

(2) 第三者点検実施結果

ア実施期間

令和5年11月17日から令和5年12月18日まで

イ 受託事業者

株式会社 RSコネクト

ウ 点検結果

評価書は、「区が国に公表するに当たり、概ね適正な内容となっている」と 判断された。その上で、詳細箇所について修正すべき点の指摘があった。

- ※上記実施結果を踏まえた、特定個人情報保護評価書の変更点については、資料 60-1 及び資料 60-2 のとおり
- ※特定個人情報保護評価書の新旧対照表(素案からの変更内容)については、資料60-3のとおり

<u>件名</u> 税務システムの再整備について(特定個人情報保護評価のパブリック・コメント等の実施結果)

<u> </u>		
保有課(担当課)	税務課	
登録業務の名称	特別区民税・都民税 軽自動車税	
記録される情報項目(だれの、どのような項目が、どこのコンピュータに記録されるのか)	 1個人の範囲 住民登録のある者、住民登録外登録者 2記録項目 資料60-4のとおり 3記録するコンピュータ 税務システム(委託事業者がパッケージシステムを区の統合基盤上に構築する) 将来的な標準準拠システムへの移行を見据え、システムベンダが提供する新たな 	
対規開発・坦加・ 変更の理由	特米的な標準準拠シスケムへの移口を見据え、シスケムへンタが提供する材だな 税務システムへの移行を行う必要があるため。	
新規開発・追加・変更の内容	個人住民税及び軽自動車税(種別割)の賦課徴収業務を継続して行うために、新たな税務システムを区の統合基盤上に構築し、既存税務システムからのデータ移行を行う。	
開発等を委託する 場合における個人 情報保護対策	令和5年度第6回個人情報保護管理運営会議において承認済みのため、省略する。	
新規開発・追加・ 変更の時期	令和5年10月 開発 令和6年1月 テスト 令和7年1月 運用開始 ※特定個人情報保護評価(全項目評価)のスケジュールは以下のとおり	
32234 4791	令和6年1月頃 個人情報保護委員会へ特定個人情報保護評価書提出及び 区ホームページ等で公表	
	令和6年2月頃 パブリック・コメントの結果公表	